3．引当金等の計上基準
⑴　退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準
教職員の退職給付に充てるため、運営費交付金により財源措置がされていない教職員に係る退職一時金について、当事業年度末における自己都合要支給額を計上している。
上記以外の教職員に係る退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされているため、退職給付に係る引当金は計上していない。なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、基準第86第４項に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上している。
⑵　徴収不能引当金の計上基準
債権の貸倒による損失に備えるため、未収附属病院収入のうち貸倒懸念債権等については貸倒実績率を基礎として回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。
⑶　賞与引当金の計上基準
運営費交付金による財源措置のされていない教職員に対する賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上している。
上記以外の教職員に係る賞与については、運営費交付金により財源措置がなされているため、賞与に係る引当金は計上していない。なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、基準第85第２項に基づき計算された賞与見積額の当期増加額を計上している。
4．有価証券
満期保有目的の債券…償却原価法（定額法）
5．たな卸資産の評価基準及び評価方法
医薬品及び診療材料…移動平均法に基づく低価法（ただし、物流システムが完成するまでの間、評価方法は最終仕入原価法による。）
貯蔵品……最終仕入原価法
6．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。
7．国立大学法人等業務実施コスト計算書における機会費用の計算方法
⑴　国等の財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用の計算方法
国の法律及び地方公共団体が定めた条例（単価表）又は、近隣の地代・賃借料を参考に計算している。
⑵　政府出資等の機会費用の計算に使用した利率
10年利付政府保証債の平成26年３月末利回りを参考に0.640％で計算している。
⑶　国等から無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引の機会費用の計算に使用した利率
10年利付政府保証債の平成26年３月末利回りを参考に0.640％で計算している。
8．リース取引の会計処理
リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
9．消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式による。
（注記事項）
1．貸借対照表関係

⑴　引当外退職給付見積額	12,354,246千円
⑵　引当外賞与見積額	1,097,680千円
⑶　債務保証の総額	10,908,630千円
⑷　担保に供している資産	15,918,918千円
担保に対応する債務	8,228,093千円

⑸　利益剰余金のうち、法人移行時における固有の会計処理等に起因するもの
①　国からの承継時において、附属病院の建物、構築物等の時価評価等により、借入金見合いの資産の額が、当該借入金に係る債務負担額を下回っていたこと等によるもの。

附属病院に関する借入金の元金償還額の累計	24,586,085千円
当該借入金により取得した資産の減価償却費の累計	16,456,519千円
利益剰余金に与える影響額（差引き）	8,129,565千円

②　国立大学法人等が獲得した附属病院収益と診療機器等に係る減価償却費見合いの資産見返物品受贈額戻入が二重になっていることによるもの
法人移行時に国から承継した資産見返物品受贈額のうち、対応する資産の減価償却費が診療経費に分類されるものに関する資産見返物品受贈額戻入額の累計　1,411,354千円
③　国からの承継時において、附属病院の財産的基礎と考えられる未収附属病院収入のうち、国からの出資でなく譲与としたことによるもの　329,618千円
④　国からの承継時において、附属病院の財産的基礎と考えられる医薬品及び診療材料について、国からの出資でなく譲与としたことによるもの　318,411千円
10,188,950千円
2．損益計算書関係
⑴　当期総利益のうち、法人移行時における固有の会計処理等に起因するもの
①　国からの承継時において、附属病院の建物、構築物等の時価評価等により、借入金見合いの資産が、当該借入金に係る債務負担額を下回っていたこと等によるもの

附属病院に関する借入金の元金償還額	2,126,279千円
当該借入金により取得した資産の減価償却費	1,319,547千円
当期総利益に与える影響額（差引き）	806,732千円

②　国立大学法人等が獲得した附属病院収益と診療機器等に係る減価償却費見合いの資産見返物品受贈額戻入が二重になっていることによるもの
法人移行時に国から承継した資産見返物品受贈額のうち、対応する資産の減価償却費が診療経費に分類されるものに関する資産見返物品受贈額戻入額　1,387千円
808,120千円
3．減損関係
減損を認識した資産
該当事項はない。
4．資産除去債務関係
本学において、⑴石綿障害予防規則等の規定に基づく建物のアスベスト除去義務、及び⑵土地の賃貸借契約等に伴う原状回復義務について、この除去費用を資産除去債務として計上した。
なお、算出にあたり、使用見込期間を取得から５年～17年と見積もり、割引率は1.60％を使用した。
⑴　石綿障害予防規則等の規定に基づく建物のアスベスト除去義務
①　松本キャンパス学生食堂
事　　由　飛散防止措置済みのアスベスト除去費用（購買室、食堂、浴室の天井裏）
使用見込期間　５年
②　医学部芙岳寮（学生寄宿舎）
事　　由　飛散防止措置済みのアスベスト除去費用（厨房天井裏）
使用見込期間　２年
③　繊維学部附属農場機械蚕室
事　　由　飛散防止措置済みのアスベスト除去費用（天井裏）
使用見込期間　償却済み資産